

令和7年度に土壌診断受ける農家の方々 堆肥等の化学肥料の代替資材 及び機械の購入費補助

を実施します！

国際的な肥料原料価格の高騰等を受け、化学肥料価格の高止まりは続いており、今後も、化学肥料使用量を削減しつつ、環境負荷軽減及び経営コストの低減を図る必要があります。

このような情勢を踏まえ、土壌診断に基づく適正な施肥を行う農家に対して、堆肥等の化学肥料の代替資材及び機械化に係る購入経費の一部を補助いたします！！

- ・対象者：都内に住所を有し、都内のほ場にて生産した農産物を販売し、かつ耕作しているほ場の土壌診断を令和7年度に実施し、適正な施肥管理を行う生産者
- ・申込方法：別添必要書類を最寄りのJAまでご提出ください
- ・対象物：①堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料 ②緑肥の種子
③緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類 ④堆肥散布機
- ・補助率：3分の2 ※対象物によって上限あり

＜申し込み・お支払いまでの流れ＞

①申し込み

申請書類が揃いましたらJA東京みどり各地区経済センターまでご提出ください。

令和7年5月1日（木）から7月24日（木）まで

＊予算に達し次第、募集終了となる場合があります。

②物品購入

対象となる物品をご購入いただき、領収書やレシートを保管ください。なお、ご購入は申し込み受付完了後、令和8年1月30日（金）までお済ませください。

③実績報告

必要書類が揃いましたらJA東京みどり各地区経済センターまでにご提出ください。

【最終期限】令和8年1月23日（金）まで

④支払い

書類確認・土壌診断実施確認後に随時お支払いいたします。

<補助対象物の考え方>

令和8年1月30日までにご購入いただいたものが対象です。

補助対象品目	具体的な補助対象等
①堆肥、動物の排泄物及び有機質肥料	(ア) 堆肥：魚かす、米ぬか、堆肥等で、農林水産大臣が指定した46種類の特殊肥料の中の堆肥に分類されるもの。 (イ) 有機質肥料：「生産業者保証票」又は「輸入業者保証票」を添付してある普通肥料の中の有機質肥料に分類されるもの。 ※補助上限額 200千円
②緑肥の種子	緑肥作物の種子の購入 ※緑肥種子は、鑑賞用、食用の品種は補助対象外とする。
③緑肥の栽培及び鋤き込むための機械類	ハンマーナイフモア、フレールモア、チッパー、鎮圧用ローラー等 ※上記機械類の機能を持つトラクターのアタッチメントも対象とする。 ※トラクター及び、トラクターのロータリーアタッチメントのみの場合は補助対象外とする。 ※③④あわせて補助上限額 2,000千円
④堆肥散布機	堆肥又はペレット堆肥を散布する機械 ※自走式、乗用式、トラクターのアタッチメント等も補助対象とする。 ※100千円以下のものは対象としない。 ※③④あわせて補助上限額 2,000千円

詳細については、JAもしくは以下問い合わせ先にご相談ください。

要綱・要領や申請様式は、JA東京中央会HP上にて公表いたします。

くわしくはこちら <https://www.tokyo-ja.or.jp/wp/archives/1485>

<申込期日・申込先>

申込締切：令和7年5月1日（木）～令和7年7月24日（木）まで

申 込 先：JA東京みどり各地区経済センター

<問い合わせ先>

JA東京中央会 都市農業支援部

TEL：042(528)1375（直通） 9:00～17:00

E-mail: cu_nousin@tokyo-ja.or.jp

※お問い合わせの場合、電話もしくはメールにてご連絡ください。